

統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 2 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

目 次

1 基幹統計調査の承認

総括表	1
家計調査	3
学校基本調査	6
経済産業省生産動態統計調査	9
毎月勤労統計調査	10
学校保健統計調査	14

2 一般統計調査の承認

総括表	18
平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査	19
労働災害動向調査	21
国際比較プログラムに関する小売物価調査	23
食品製造業における H A C C P 導入状況実態調査	24
学校給食実施状況等調査	25

3 届出統計調査の届出

(1) 新規	26
(2) 変更	26

〔凡 例〕

1 編集方針

この資料(「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下「本月報」という。))は、表紙に示した月の1か月に総務省政策統括官(統計基準担当)が、統計法(平成19年法律第53号)に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計(後記3(1)参照)の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

統計法(昭和22年法律第18号) 旧統計法

統計法(平成19年法律第53号)^(注1) 新統計法

統計報告調整法(昭和27年法律第148号)^(注2) 旧統計報告調整法

(注1)旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

(注2)新統計法の全面施行により廃止されたもの

3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

(1)「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階(平成21年4月1日)で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

(2)「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう(新統計法第2条第6項)。

(3)「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう(新統計法第2条第7項)。

(4)「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体(第24条第1項)及び独立行政法人等(第25条)^(注3)である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず(経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ)、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

(注3)地方公共団体については、統計法施行令(平成20年政令第334号)第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

(5)「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう(旧統計法第3条)。

(6)「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査及び一般統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数 / 母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない。） 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 （注）一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 基幹統計調査の承認

[総括表]

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
家計調査	総務大臣	<p>平成30年1月分の調査から、以下の変更を行う。</p> <p>調査票の変更</p> <p>ア 家計簿において「口座自動振替による支払」、「口座への入金(給与・年金等)」欄等を変更</p> <p>併せて、平成30年の1年間については新旧家計簿の並行使用を実施(平成31年1月から新様式に完全移行)</p> <p>イ 世帯票及び準調査世帯票において、調査事項の変更及び削除</p> <p>オンライン調査を導入</p> <p>二人以上の世帯に関する抽出区分を変更</p> <p>集計事項の変更</p> <p>ア 「無職世帯」に係る集計を追加</p> <p>イ 「人口5万人以上の市」に係る集計を廃止 等</p>	H29.2.6
学校基本調査	文部科学大臣	<p>平成29年度の調査から、以下の変更を行う。</p> <p>調査事項の変更</p> <p>ア 学校調査票(大学)等の大学、大学院及び短期大学の年齢別入学者数の55歳以上の年齢階級区分の細分化(2区分 3区分)</p> <p>イ 学校調査票(短期大学)の短期大学への高等学校専攻課等からの編入学者数の昼夜別の区分の追加</p> <p>ウ 学校経費調査票の学校等の区分への「義務教育学校」及び「幼保連携型認定こども園」の追加 等</p> <p>集計事項の変更</p> <p>学校調査(大学(学部)・大学院)に係る集計表への学部別の入学状況(昼夜別)の追加 等</p>	H29.2.6

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
経済産業省 生産動態統計調査	経済産業大臣	平成29年9月分の調査から、109種類の調査票（月報）のうち、経済産業省の本省直轄又は経済産業局経由のみで調査を行っている46の月報に係る送付・回収・督促、審査・照会、集計等の業務について、民間事業者を活用	H29.2.6
毎月勤労統計調査	厚生労働大臣	平成29年度の調査から、以下の変更を行う 常用労働者を常時30人以上雇用する事業所に係る調査について、ローテーション・サンプリングを導入 母集団情報に事業所母集団データベースを利用 常用労働者の定義変更 統計調査員の活用範囲拡大 調査票情報の保存期間の延長等	H29.2.13
学校保健統計調査	文部科学大臣	平成29年度の調査から、調査対象の範囲及び報告を求める者に「義務教育学校」を追加するとともに、発育状態調査票及び健康状態調査票において、義務教育学校に係る表記及び注記を追加	H29.2.15

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が承認した基幹統計調査の計画について、主な承認内容を掲載したものである。

【調査名】	家計調査
承認年月日	平成29年2月6日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課
目的	国民生活における家計収支の実態を毎月把握して、諸種の経済及び社会問題等に関する施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>昭和21年に都市を対象として始められた消費者価格調査から発展した調査で、昭和25年9月からは、支出のみならず収入面も把握するよう改正され、昭和26年11月に消費実態調査と改称され、昭和27年11月からは指定統計調査として実施されることとなった。また、昭和28年4月に家計調査と改称され、昭和37年7月には郡部も対象範囲とし、昭和60年からは無職世帯の収入についても把握している。</p> <p>その後、平成6年2月、諮問第241号の答申「平成6年度から実施が予定されている農業経営調査（仮称）の計画について」において、農業家計費を別個に把握する必要性が少なくなってきたこと、その統計整備の在り方の問題が提言された。この提言を踏まえ、統計審議会の関係部会を通じて対応策が検討され、農業経営統計調査等における農林漁家世帯の家計費の支出内訳の把握を中止し、平成12年1月から家計調査において農林漁家世帯を調査対象の範囲に含めて実施することとされた。さらに、平成14年1月から本調査と単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査が統合された。</p> <p>平成26年度に統計委員会において未諮問基幹統計の確認^(注)の一環として審議され、今後の取組の方向性が示されていたが、平成27年11月の経済財政諮問会議において家計調査の問題点についての指摘がなされたことを受け、同年度の統計委員会において、改めて当該取組の方向性についてフォローアップがなされた。その結果を踏まえ、平成30年1月調査から、①社会情勢の変化や決済手段の多様化に対応するとともに、正確な記入を確保するための調査票の様式変更、②オンライン調査の導入、③抽出区分の変更（二人以上の世帯の抽出について、「農林漁家世帯」とそれ以外に区分して行っていた抽出を改め、「農林漁家世帯」であるか否かを区分せず、「勤労者世帯」、「無職世帯」及び「その他の世帯」の3区分による抽出に変更）等が行われた。</p> <p>(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期・平成26年3月25日閣議決定）において、「社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。」こととされており、本調査については、平成13年に当時の統計審議会に諮問されて以降、諮問がなされていなかったことから、当該確認の対象になった。</p>
調査票の構成	1-一家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用） 2-一年間収入調査票 3-貯蓄等調査票 4-世帯票 5-準調査世帯票
公表	インターネット及び印刷物（【家計収支】内容により、調査実施月の翌月下旬、四半期の最終調査実施月の翌々月中旬、調査年の翌年2月、調査年の翌年6月頃等、【貯蓄・負債編】内容により、四半期の最終調査実施月から4か月後、調査年の翌年5月、調査年の翌年9月頃等）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年1月分からの変更承認</p> <p>2. 本調査は毎月調査として行われるが、二人以上の世帯については、6か月間を調査期間とし、調査世帯は毎月6分の1ずつ、単位区は毎月12分の1ずつ交替する。</p> <p>また、単身世帯は、3か月間を調査期間とし、調査世帯は毎月3分の1ずつ、単位区は毎月6分の1ずつ交替する。</p>

調査票 - 1	家計簿（二人以上の世帯用）（単身世帯用） (注) 平成30年1月分から同年12月分までは、新しい様式である「家計簿A」及び従前の様式である「家計簿B」を併用し、平成31年1月分から全ての世帯で「家計簿A」（様式の併用がなくなることから調査票の名称としては「家計簿」）により実施。なお、家計簿A及び家計簿Bは、様式が異なるが調査事項は同じ。
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000（二人以上の世帯：約8,000、単身世帯：約1,000）／約5200万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
記入	自計
把握時	毎日
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	1か月を2期に分け、1期分の家計簿は、家計簿記入開始月から毎月15日の直後に提出。2期分の家計簿は、家計簿記入開始翌月から毎月初日の直後に提出
調査事項	毎月の収入及び支出に関する事項。ただし、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯については、支出に関する事項のみ。
調査票 - 2	年間収入調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000（二人以上の世帯：約8,000、単身世帯：約1,000）／約5200万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
記入	自計
把握時	家計簿記入開始月までの過去1年間 (注) 通常は、家計簿記入開始月は調査期間開始月と同じになる。ただし、調査期間中に、移転や長期入院などにより調査の続行が不可能となった場合、途中で世帯を交替するため、交替後の世帯は、交替前の世帯の残存期間のみの報告を求める。このような場合、家計簿記入開始月は、本来の調査期間開始月と同じにならない。
調査組織	総務省－都道府県－指導員・調査員－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	家計簿記入開始翌月の初日の直後に提出
調査事項	年間収入に関する事項
調査票 - 3	貯蓄等調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯
客体数／母集団数	約8,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員・オンライン
記入	自計
把握時	調査期間3か月目の初日

調査組織	総務省—都道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査期間3か月目の15日の直後に提出
調査事項	貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項
調査票－4	世帯票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	二人以上の世帯及び単身世帯
客体数／母集団数	約9,000（二人以上の世帯：約8,000、単身世帯：約1,000）／約5200万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員
記入	他計
把握時	家計簿記入開始前
調査組織	総務省—都道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査世帯の家計簿記入開始前までに調査員又は指導員が記入し提出
調査事項	1. 世帯及び世帯員に関する事項、2. 住居に関する事項
調査票－5	準調査世帯票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	総務大臣が定める方法により抽出された世帯で、やむを得ない理由により除外された世帯
客体数／母集団数	（「対象範囲（属性）」欄記載の理由から、客体数は事前に算定されていない。）
選定方法	全数
母集団情報	国勢調査結果
配布・収集	調査員
記入	他計
把握時	家計簿記入開始前
調査組織	総務省—都道府県—指導員・調査員—報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査世帯の家計簿記入開始前までに調査員又は指導員が記入し提出
調査事項	1. 世帯及び世帯員に関する事項、2. 住居に関する事項

【 調 査 名 】	学校基本調査
承認年月日	平成 29 年 2 月 6 日
実施機関	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室
目的	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
沿革	学校に関する統計資料は、各種報告様式により各学校から報告され、文部省で集計し、文部省年報に掲載、公表していた。しかし、学校制度の発展に伴い学校の内容の複雑化と数の著しい増加とによって、従前の業務報告形式では正確迅速にまとめることが困難となってきたため、昭和 23 年に調査内容及び調査方法を再検討し、抜本的改善を加え、新たに旧統計法に基づく指定統計調査として「学校基本調査」が開始された。当初の調査は、学校調査、経費及び資産調査、学校施設調査、入学調査、卒業生調査、教員・学生・生徒・児童異動調査及び年齢児童及び年齢生徒調査の 7 つの調査で構成され、別に附帯調査として卒業生調査に関連した「就職状況調査」を実施していた。その後、調査対象、調査の構成、調査事項などが変更されているが、基本的には当初の形式が踏襲されている。また、平成 15 年度調査からはオンライン調査が導入されている。なお、新統計法の施行に伴い、現在は基幹統計調査として扱われている。
調査票の構成	1－学校調査票 2－学校通信教育調査票 3－不就学年齢児童生徒調査票 4－学校施設調査票 5－学校経費調査票 6－卒業後の状況調査票
公表	インターネット及び印刷物：「学校基本統計速報（学校基本調査の結果速報）」（調査実施年度 8 月頃）、「学校基本統計（学校基本調査報告書）」（調査実施年度 12 月頃）
備考	1. 今回の承認は、平成 29 年度調査からの変更承認 2. 本調査で「学校」とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。 なお、国立の学校には、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の設置する学校を、公立の学校には、公立大学法人の設置する大学及び高等専門学校をそれぞれ含む。
調査票－1	学校調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	学校
客体数／母集団数	約 60,000
選定方法	全数
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年 5 月 1 日現在
調査組織	文部科学省－報告者（大学・高等専門学校、国立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校） 文部科学省－都道府県－報告者（公立・私立の高等学校（通信制の課程のみを置く高等学校を除く。）・中等教育学校、都道府県立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校） 文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村立・私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）
調査周期	1 年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年 5 月 31 日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 学部、学科、課程又は

	学級に関する事項、4. 教員及び職員の数、5. 幼児、児童、生徒又は学生の在籍状況及び出席状況、6. 幼児、児童、生徒又は学生の入学、卒業及び転出入の状況
調査票 - 2	学校通信教育調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校
客体数／母集団数	約250
選定方法	全数
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－都道府県－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	都道府県知事が定める期日
調査事項	1. 学校の名称及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 教員及び職員の数、4. 生徒の在籍状況、5. 生徒の入学、卒業、退学及び単位修得の状況
調査票 - 3	不就学学齢児童生徒調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	市町村の教育委員会
客体数／母集団数	約1,700
選定方法	全数
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村教育委員会）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	市町村長が定める期日
調査事項	1. 教育委員会の名称及び所在地、2. 学齢児童生徒の就学の免除及び猶予の状況、3. 居所不明の学齢児童生徒の数、4. 死亡した学齢児童生徒の数
調査票 - 4	学校施設調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、公立の学校（幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校、公立大学法人が設置する大学・高等専門学校）、私立の学校
客体数／母集団数	約18,500
選定方法	全数
配布・収集	【配布】郵送、【収集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、教育委員会、公立大学法人及び私立学校（大学・高等専門学校に係るもの。）） 文部科学省－都道府県－報告者（都道府県立の幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校、私立の高等学校及び中等教育学校（大学・高等専門学校に係るものを除く。）） 文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村立の幼保連携型認定こども園・専修学校及び各種学校、私立の幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・専修学校及び各種学校（大学・高等専門学校に係るもの、高等学校及び中等教育学校を除く。））

調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年7月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 土地又は建物の用途別、構造別等の面積、4. 土地又は建物の増減の状況
調査票－5	学校経費調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国立の学校、公立大学法人の設置する大学
客体数／母集団数	約250
選定方法	全数
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	前会計年度間
調査組織	文部科学省－報告者（国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、地方公共団体、公立大学法人）
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年7月31日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 経費に関する事項、4. 収入に関する事項
調査票－6	卒業後の状況調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び特別支援学校、大学及び高等専門学校
客体数／母集団数	約17,000
選定方法	全数
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	前年度間の卒業生（高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあつては、前々年度以前の卒業生で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について、毎年5月1日現在
調査組織	文部科学省－報告者（大学及び高等専門学校、国立の中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。）） 文部科学省－都道府県－報告者（公立・私立の高等学校・中等教育学校、都道府県立の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。）） 文部科学省－都道府県－市町村－報告者（市町村立・私立の中学校・義務教育学校・特別支援学校（中学部又は高等部を置く学校のみ。））
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	文部科学省に直接調査票を提出する者：毎年5月31日、都道府県に調査票を提出する者：都道府県知事が定める期日、市町村に調査票を提出する者：市町村長が定める期日
調査事項	1. 学校の名称、種別及び所在地、2. 学校の特性に関する事項、3. 卒業生の卒業時における所属に関する事項、4. 卒業生の進学、就職等の状況

【 調 査 名 】	経済産業省生産動態統計調査
承認年月日	平成29年2月6日
実施機関	経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室
目的	鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>連合国軍総司令部の要請を踏まえ、昭和23年1月に生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的に開始された。昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅な改正が行われた。</p> <p>その後、大きな改正としては、昭和48年のコンピュータ処理化に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項目の簡素化、昭和56年の商鉱工業エネルギー消費統計調査（現在の経済産業省特定業種石油等消費統計調査）の開始に伴うエネルギー関連項目の簡素化が挙げられる。</p> <p>さらに、平成12年1月の調査からは、新世代統計システムの導入による、インターネットを活用したオンライン調査が開始されている。また、平成14年には、経済構造と統計ニーズの変化を踏まえ、鉱工業生産の動態をより的確に把握するとともに、報告者負担の軽減を図るため、全調査票にわたる大幅な見直しが行われた。それ以降は、毎年、生産活動の変化に伴う部分的な調査品目の変更、調査項目の簡素化等が行われているが、平成23年については、平成14年と同様の大幅な見直しが実施された。</p> <p>平成29年9月分調査からは、平成28年11月の統計委員会答申（諮問第98号の答申）を踏まえ、経済産業省の本省が直轄で行っている調査及び経済産業局経由で行っている調査の一部（調査組織に都道府県が含まれない調査：計46月報）に係る事務を民間委託することとされた。</p>
調査票の構成	1－品目ごとの月報（109種類の月報）
公表	インターネット及び印刷物（速報：調査実施月の翌月末、確報：調査実施月の翌々月中旬、年報：翌年6月）
備考	今回の承認は、平成29年9月分以降の調査についての変更承認
調査票－1	品目ごとの月報（109種類の月報）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>1. 経済産業省生産動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第10号）別表第1に掲げる鉱産物及び工業品（以下この調査において「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する者であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所</p> <p>2. 1. に掲げる事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は1. に掲げる事業所へ生産品目について生産の委託を行っている事業所であって、生産品目別に掲げる範囲に属する事業所</p>
客体数／母集団数	約17,000
選定方法	全数
配布・収集	調査員・郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎月末日現在
調査組織	1. 経済産業省－都道府県－調査員－報告者、2. 経済産業省－都道府県－報告者、3. 経済産業省－経済産業局－報告者、4. 経済産業省－報告者、5. 経済産業省－民間事業者－報告者
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査の種類ごとに翌月10日又は15日
調査事項	<p>【各生産品目に共通する事項】 1. 生産、2. 受入、3. 消費、4. 出荷、5. 在庫</p> <p>【一部の生産品目に係る事項】 1. 原材料、2. 従事者、3. 生産能力及び設備</p>

【調査名】	毎月勤労統計調査
承認年月日	平成29年2月13日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室
目的	全国調査、地方調査及び特別調査の3種類から成り、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国の変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。
沿革	<p>本調査は、大正12年7月に開始された「職工賃銀毎月調査」及び「鉱夫賃銀毎月調査」にその端を発する。その後、昭和19年7月に勤労統計調査令（昭和19年4月勅令第265号）に基づき、現在の名称である毎月勤労統計調査が内閣統計局によって開始され、戦後労働省（現厚生労働省）に移管された。</p> <p>昭和22年からは旧統計法に基づく指定統計調査として位置づけられたが、現在の毎月勤労統計調査の基礎が確立したのは、昭和25年1月に標本調査法が導入された時点である。その後、①昭和26年4月に都道府県別に行っていた「毎月賃金統計調査」を「毎月勤労統計調査地方調査」として本調査に吸収、②昭和27年から建設業を対象範囲に追加、③昭和32年に調査対象となる事業所の最低規模を引き下げ、全国乙調査（常用労働者5～29人）を開始、④昭和46年1月（地方調査については昭和47年4月）からサービス業を対象範囲に追加するなど、順次調査対象範囲の拡大が行われた。そして、平成2年には、従来の甲調査と乙調査を結合し、全国調査及び地方調査ともに、常時5人以上の常用労働者を雇用している事業所に統一・拡充するとともに、5人から29人の第二種事業所に関する抽出方法を変更する等の改正が行われた。</p> <p>その後は、新統計法の施行に伴い、指定統計調査から基幹統計調査への位置づけの変更が行われたほかは、調査内容について大きな変更は行われていなかったが、平成27年度に統計委員会において未諮問基幹統計の確認^(注)の一環として審議され、その結果も踏まえ、平成32年1月からは、第一種事業所について、調査対象事業所を毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーションサンプリングを導入する（それまでは、数年に一度、一斉に入替えを実施）等の変更がなされることとされた。</p> <p>(注)「公的統計の整備に関する基本的な計画」（第Ⅱ期・平成26年3月25日閣議決定）において、「社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。」こととされており、本調査については、平成4年に当時の統計審議会に諮問されて以降、諮問がなされていなかったことから、当該確認の対象になった。</p>
調査票の構成	1－毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用） 2－毎月勤労統計調査全国調査票（第二種事業所用） 3－毎月勤労統計調査地方調査票（第一種事業所用） 4－毎月勤労統計調査地方調査票（第二種事業所用） 5－毎月勤労統計調査特別調査票
公表	インターネット及び印刷物（全国調査：毎月集計する事項のうち、主要なものは調査実施月の翌々月10日。その他の集計事項については、集計完了次第。地方調査：毎月集計する事項のうち、主要なものは調査実施月の翌々月中。その他の集計事項は、集計完了次第。特別調査：調査実施年内）
備考	<p>1. 今回の承認は、平成30年1月以降の調査に関する変更承認（第一種事業所に関するローテーションサンプリングの導入は平成32年1月からであるが、移行期間として、平成30年1月から部分入替えを実施）。ただし、第一種事業所に関する調査における調査員業務の拡大については、平成29年4月以降の調査において適用。</p> <p>2. 本調査では、調査対象となる事業所に雇用される常用労働者についての状況について回答することとされているが、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は除外されている。</p>

	3. 全国調査の報告者は、地方調査の報告者も兼ねており、その報告内容は地方調査の集計にも用いられている。すなわち、第一種事業所、第二種事業所ともに、報告者の実施的な総数は地方調査票の欄に記載した数であり、全国調査票の欄に記載した数と地方調査票の欄に記載した数の差が、地方調査のみの客体数になる。
調査票－1	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する常用労働者を常時30人以上雇用する事業所
客体数／母集団数	約16,700／約180万
選定方法	全数及び無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿
配布・収集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調査組織	厚生労働省－都道府県－報告者 (注) 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。
調査周期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調査事項	1. 主要な生産品の名称又は事業の内容、2. 調査期間及び操業日数、3. 企業規模、4. 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額、5. 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額、6. パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額、7. 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項
調査票－2	毎月勤労統計調査全国調査票（第二種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所
客体数／母集団数	約16,500／約180万
選定方法	無作為抽出
母集団情報	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿
配布・収集	調査員・オンライン
記入	自計・他計併用
把握時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調査組織	厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調 査 事 項	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
調 査 票 - 3	毎月勤労統計調査地方調査票（第一種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
客体数／母集団数	約21,500／約180万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	事業所母集団データベースの年次フレームによる名簿
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－報告者 (注) 調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調 査 事 項	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
調 査 票 - 4	毎月勤労統計調査地方調査票（第二種事業所用）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	毎月勤労統計調査全国調査票（第二種事業所用）に同じ
客体数／母集団数	約22,000／約180万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿
配 布 ・ 取 集	調査員・オンライン
記 入	自計・他計併用
把 握 時	毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）
調 査 組 織	厚生労働省－都道府県－調査員－報告者
調 査 周 期	毎月
実施期間又は提出期限	調査実施月の翌月の10日
調 査 事 項	毎月勤労統計調査全国調査票（第一種事業所用）に同じ
調 査 票 - 5	毎月勤労統計調査特別調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類の大分類に掲げる「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（外国公務を除く。）に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所
客体数／母集団数	約25,000／約220万
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	経済センサスの調査区を基に作成した調査区名簿
配 布 ・ 取 集	調査員
記 入	他計

把握時	毎年7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）
調査組織	厚生労働省－都道府県－調査員－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年8月1日～9月10日
調査事項	1. 事業所名、2. 主要な生産品の名称又は事業の内容、3. 調査期間、4. 企業規模、 5. 常用労働者の数 6. 常用労働者ごとの次に掲げる事項（1）氏名及び性、（2）通勤又は住み込みの別及び家族労働者であるかどうかの別、（3）年齢及び勤続年数、（4）出勤日数及び1日の実労働時間数、（5）きまって支給する現金給与額、（6）特別に支払われた現金給与額

【 調 査 名 】	学校保健統計調査
承認年月日	平成29年2月15日
実施機関	文部科学省生涯学習政策局政策課調査統計企画室
目的	学校における幼児、児童及び生徒の発育、健康等の状態を明らかにすることを目的とする。
沿革	<p>本調査は、学校における健康診断の結果の記録に基づいて作成される統計であり、始まりは、明治33年の「生徒児童身体検査統計」である。このとき作成の基となったのは、学生生徒身体検査規程（明治33年3月26日文部省令第4号）に基づいて行われた身体検査の結果の記録であった。戦時中は、身体検査が徹底して行われなかったため、統計の作成は昭和14年を最後に中断し、戦後の昭和22年まで作成されなかった。</p> <p>昭和23年に、旧統計法に基づく指定統計調査となり、名称を「学校衛生統計」とし、学校身体検査規程（昭和19年5月17日文部省令第33号）に基づいて行われた身体検査の結果の記録を基に作成する統計として再発した。昭和33年に、学校保健法（昭和33年法律第56号）が制定され、学校における身体検査は、以後はこの法律に基づく健康診断として行われることになった。これに対応して、昭和35年に名称が「学校保健統計」に、また、これを作成するための指定統計調査名が「学校保健統計調査」に改められた。</p> <p>昭和52年に、「学校保健統計調査」の調査対象の選定方法が、都道府県の負担軽減のため、従来の単純比例抽出から都道府県ごとに同数を抽出する確率比例抽出となり、平成18年には、調査対象の選定方法が、確率比例抽出から層化抽出となった。</p> <p>学校教育法の改正により平成28年4月から小中一貫教育を行う「義務教育学校」が創設されたことを踏まえ、平成29年から調査対象範囲の拡大を行った。</p>
調査票の構成	1－発育状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園） 2－発育状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年）） 3－発育状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年）） 4－発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程） 5－健康状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園） 6－健康状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年）） 7－健康状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年）） 8－健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）
公表	インターネット及び印刷物（速報：調査実施年の12月頃、報告書：調査実施年の翌年3月頃）
備考	今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認
調査票－1	発育状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園
客体数／母集団数	1,645／13,617（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	学校基本調査結果
配布・収集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年4月1日～6月30日
調査組織	文部科学省－都道府県－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調査事項	1. 身長、2. 体重

調査票－2	発育状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年））
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の小学校及び義務教育学校
客体数／母集団数	2,820／20,601（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	学校基本調査結果
配布・収集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年4月1日～6月30日
調査組織	文部科学省－都道府県－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調査事項	1. 身長、2. 体重
調査票－3	発育状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年））
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校
客体数／母集団数	1,880／10,536（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	学校基本調査結果
配布・収集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年4月1日～6月30日
調査組織	文部科学省－都道府県－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調査事項	1. 身長、2. 体重
調査票－4	発育状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の高等学校及び中等教育学校の後期課程
客体数／母集団数	1,410／4,991（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）
選定方法	無作為抽出
母集団情報	学校基本調査結果
配布・収集	郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年4月1日～6月30日
調査組織	文部科学省－都道府県－報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調査事項	1. 身長、2. 体重
調査票－5	健康状態調査票（幼稚園及び幼保連携型認定こども園）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園
客体数／母集団数	1,645／13,617（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）

選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	学校基本調査結果
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎年4月1日～6月30日
調 査 組 織	文部科学省－都道府県－報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調 査 事 項	1. 栄養状態、2. 脊柱・胸郭・四肢の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 眼の疾病・異常の有無、5. 耳鼻咽喉疾患の有無、6. 皮膚疾患の有無、7. 歯・口腔の疾病・異常の有無、8. 心臓の疾病・異常の有無、9. 尿、10. その他の疾病・異常の有無
調 査 票 ー 6	健康状態調査票（小学校及び義務教育学校（第1～6学年））
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の小学校及び義務教育学校
客体数／母集団数	2,820／20,601（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	学校基本調査結果
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎年4月1日～6月30日
調 査 組 織	文部科学省－都道府県－報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調 査 事 項	1. 栄養状態、2. 脊柱・胸郭・四肢の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 聴力、5. 眼の疾病・異常の有無、6. 耳鼻咽喉疾患の有無、7. 皮膚疾患の有無、8. 歯・口腔の疾病・異常の有無、9. 結核の有無、10. 心臓の疾病・異常の有無、11. 尿、12. その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果
調 査 票 ー 7	健康状態調査票（中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校（第7～9学年））
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の中学校、中等教育学校の前期課程及び義務教育学校
客体数／母集団数	1,880／10,536（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	学校基本調査結果
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎年4月1日～6月30日
調 査 組 織	文部科学省－都道府県－報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調 査 事 項	1. 栄養状態、2. 脊柱・胸郭・四肢の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 聴力、5. 眼の疾病・異常の有無、6. 耳鼻咽喉疾患の有無、7. 皮膚疾患の有無、8. 歯・口腔の疾病・異常の有無、9. 結核の有無、10. 心臓の疾病・異常の有無、11. 尿、12. その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果

調 査 票 - 8	健康状態調査票（高等学校及び中等教育学校の後期課程）
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	国、公、私立の高等学校及び中等教育学校の後期課程
客体数／母集団数	1,410／4,991（母集団数は、平成27年度学校基本調査実績）
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	学校基本調査結果
配 布 ・ 取 集	郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	毎年4月1日～6月30日
調 査 組 織	文部科学省－都道府県－報告者
調 査 周 期	1年
実施期間又は提出期限	毎年4月1日～6月30日
調 査 事 項	1. 栄養状態、2. 脊柱・胸部・四肢の疾病・異常の有無、3. 視力、4. 聴力、5. 眼の疾病・異常の有無、6. 耳鼻咽喉頭疾患の有無、7. 皮膚疾患の有無、8. 歯・口腔の疾病・異常の有無、9. 結核の有無、10. 心臓の疾病・異常の有無、11. 尿、12. その他の疾病・異常の有無及び結核に関する検診の結果

2 一般統計調査の承認

[総括表]

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H29.2.6	平成32年国勢調査第1次試験調査	総務大臣
H29.2.6	労働災害動向調査	厚生労働大臣
H29.2.7	国際比較プログラムに関する小売物価調査	総務大臣
H29.2.17	食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査	農林水産大臣
H29.2.22	学校給食実施状況等調査	文部科学大臣

注) 本表は、新統計法の規定に基づいて、総務大臣が行った一般統計調査の承認状況について掲載したものである。

【調査名】	平成 32 年国勢調査第 1 次試験調査
承認年月日	平成 29 年 2 月 6 日
実施機関	総務省統計局統計調査部国勢統計課
目的	平成32年国勢調査実施計画の立案に当たり、調査環境の変化に対し的確に対応するための調査方法等必要な事項を実地に検証し、実施計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
調査票の構成	1-調査票甲 2-調査票乙
公表	インターネット（外部有識者による研究会資料、平成 29 年 11 月）
調査票 - 1	調査票甲
対象範囲（地域）	宮城県仙台市及び利府町、東京都港区及び北区、富山県富山市及び入善町、静岡県浜松市及び小山町、滋賀県東近江市及び日野町、京都府京都市及び精華町、岡山県岡山市及び矢掛町並びに宮崎県宮崎市及び日向市（8 都府県 16 市区町）
対象範囲（属性）	対象範囲（地域）に掲げた市区町に常住する者（ただし、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員やその家族を含む。）及び外国軍隊の軍人・軍属とその家族は除く。）
客体数／母集団数	約 7,800 世帯／約 260 万世帯
選定方法	有意抽出
母集団情報	平成 27 年国勢調査調査区
配布・取集	【配布】調査員・郵送、【取集】調査員・郵送・オンライン
記入	自計・他計併用
把握時	平成 29 年 7 月 13 日午前零時現在
調査組織	1. 総務省－都府県－市区町－調査員（又は民間事業者）－報告者 2. 総務省－都－区－報告者
調査周期	1 回限り
実施期間又は提出期限	平成 29 年 6 月 25 日～8 月 9 日
調査事項	1. 世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）出生の年月、（4）世帯主との続柄、（5）配偶の関係、（6）国籍、（7）現在の住居における居住期間、（8）5 年前の住居の所在地、（9）在学、卒業等教育の状況、（10）就業状態、（11）従業上の地位、（12）所属の事業所の名称及び事業の種類、（13）仕事の種類、（14）従業地又は通学地、（15）従業地又は通学地までの利用交通手段 2. 世帯に関する事項（1）世帯の種類、（2）世帯員の数、（3）住居の種類、（4）住宅の建て方、（5）住宅の床面積の合計
調査票 - 2	調査票乙
対象範囲（地域）	調査票甲に同じ。
対象範囲（属性）	調査票甲に同じ。
客体数／母集団数	約 7,800 世帯／約 260 万世帯
選定方法	有意抽出
母集団情報	平成 27 年国勢調査調査区
配布・取集	【配布】調査員・郵送、【取集】調査員・郵送・オンライン
記入	自計・他計併用
把握時	平成 29 年 7 月 13 日午前零時現在
調査組織	1. 総務省－都府県－市区町－調査員（又は民間事業者）－報告者 2. 総務省－都－区－報告者
調査周期	1 回限り
実施期間又は提出期限	平成 29 年 6 月 25 日～8 月 9 日
調査事項	1. 世帯員に関する事項（1）氏名、（2）男女の別、（3）出生の年月、（4）世帯主との続柄、

	<p>(5) 配偶の関係、(6) 国籍、(7) 現在の住居における居住期間、(8) 5年前の住居の所在地、(9) 在学、卒業等教育の状況、(10) 就業状態、(11) 従業上の地位、(12) 所属の事業所の名称及び事業の種類、(13) 仕事の種類、(14) 従業地又は通学地、(15) 従業地又は通学地までの利用交通手段</p> <p>2. 世帯に関する事項 (1) 世帯の種類、(2) 世帯員の数、(3) 住居の種類、(4) 住宅の建て方</p>
--	--

【調査名】	労働災害動向調査
承認年月日	平成29年2月6日
実施機関	厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
目的	産業別、事業所規模別の災害発生状況を定期的に把握し、その結果から、災害の発生頻度を示す「度数率」及び災害の重さの程度を示す「強度率」等を推計し、労働安全衛生施策の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。
沿革	<p>国際労働機関（ILO）は、国際比較可能性の改善を図る観点から労働統計に関する国際基準の設定を行うに当たり、同機関の中に国際労働統計家会議（ICLS）を設け、昭和22年8月の第6回会議において、労働災害統計は、災害の発生頻度を示す「度数率」及び災害の重さの程度を示す「強度率」の両者をもって示すべきとの決議を採択した。</p> <p>この調査は、この決議を受け、産業、事業所規模別の「度数率」及び「強度率」等の推移を把握する調査として、昭和27年から行われている。</p>
調査票の構成	1－事業所調査票 2－総合工事業調査票
公表	インターネット及び印刷物（概況：調査対象年翌年6月、報告書：調査対象年翌年11月）
備考	今回の承認は、平成29年以降の調査についての変更承認
調査票－1	事業所調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	<p>日本標準産業分類に掲げる大分類「農業、林業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」（総合工事業を除く。）、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」（通信業、新聞業及び出版業に限る。）、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」（旅館、ホテルに限る。）、「生活関連サービス業、娯楽業」（洗濯業、旅行業及びゴルフ場に限る。）、「医療、福祉」（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）及び「サービス業（他に分類されないもの）」（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）に属し、30人以上の常用労働者を雇用する民営及び公営事業所（「農業、林業」については、民営事業所のみ。）及び製造業のうち特定の産業（「食料品製造業」、「飲料・たばこ・飼料製造業」、「木材・木製品製造業（家具を除く）」、「家具・装備品製造業」、「パルプ・紙・紙加工品製造業」、「窯業・土石製品製造業」、「金属製品製造業」、「はん用機械器具製造業」及び「生産用機械器具製造業」）に属し、10～29人の常用労働者を雇用する民営事業所</p> <p>なお、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び「鉱業、採石業、砂利採取業」のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山は調査対象から除く。</p>
客体数／母集団数	約32,000／約220,000
選定方法	無作為抽出
母集団情報	事業所母集団データベース
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	<p>基本的には、1月1日～12月31日（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間前年の最終給与締切日の翌日から調査対象期間の最終給与締切日までの1年間）</p> <p>ただし、労働者数については、12月末日現在（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間の最終給与締切日現在）。また、調査事項の6及び7については、調査対象期間の1年間に発生したものについて、調査対象期間の最終日から2週間経過時点の状況</p>
調査組織	厚生労働省一報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	調査の対象となる年の翌年1月1日～1月20日

調 査 事 項	1. 事業所の名称及び所在地、2. 主な生産品の名称又は事業の内容、3. 企業全体の常用労働者数、4. 事業所の全労働者数及び常用労働者数、5. 調査期間中の全労働者の延べ実労働時間数、6. 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数、7. 不労災害被災労働者数
調 査 票 - 2	総合工事業調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる中分類「総合工事業」に該当する工事の種類のうち、「河川土木工事業」、「水力発電施設等新設事業」、「鉄道又は軌道新設事業」、「地下鉄建設事業」、「橋りょう建設事業」、「ずい道新設事業」、「道路新設事業」、「その他の土木工事業」、「舗装工事業」、「建築工事業」又は「その他の建築事業」に属するものであって、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額（税抜き）が1億8000万円以上の工事現場。ただし、平成27年3月31日以前に保険関係が成立した総合工事業については、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額（税込み）が1億9000万円以上の工事現場とする。
客体数／母集団数	約2,700／約11,000
選 定 方 法	無作為抽出
母 集 団 情 報	労働保険適用台帳
配 布 ・ 取 集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記 入	自計
把 握 時	上半期調査は1月1日～6月30日、下半期調査は7月1日～12月31日（給与締切日で記入する場合は、調査対象期間前期の最終給与締切日の翌日から調査対象期間の最終給与締切日までの6か月間）とする。 また、調査事項の6及び7については、各調査対象期間に発生したものについて、当該調査対象期間の最終日から2週間経過時点の状況
調 査 組 織	厚生労働省一報告者
調 査 周 期	半年
実施期間又は提出期限	【上半期調査】調査の対象となる年の7月1日～7月20日、 【下半期調査】調査の対象となる年の翌年1月1日～1月20日
調 査 事 項	1. 工事現場の名称、2. 主な工事の内容、3. 工事の請負金額、4. 調査期間中の工事日数、5. 調査期間中の工事現場の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数、6. 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数、7. 不労災害被災労働者数

【調査名】	国際比較プログラムに関する小売物価調査
承認年月日	平成29年2月7日
実施機関	総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室
目的	国際比較に必要な商品の小売価格を調査し、経済協力開発機構（以下この調査において「OECD」という。）が主宰する「国際比較プログラム」（ICP）に対して、各国通貨の購買力平価による国内総生産（以下この調査において「GDP」という。）の実質比較を行うための基礎資料を提供することを目的とする。
沿革	<p>GDPの国際比較に当たり、以前は一般的に為替レートが用いられていた。しかし、為替レートは、日々変動しているとともに、専ら国内で生産・消費される財・サービスの価格は、必ずしも為替レートには反映されていない。このため、為替レートにより各国のGDPを客観的に比較することは十分でないと考えられるようになった。そこで、通貨の購買力平価を算定した上で、各国のGDPを比較することが要請されることとなり、これに対応して開始された国際的協力による統計事業が国際比較プログラムである。</p> <p>国際比較プログラムは、国連統計委員会の勧告に基づき、国連統計部により1969年（昭和44年）に開始され、我が国は、第3期事業（1975年対象）以降これに参加し、関係各府省の協力の下、調査対象品目の価格データ、支出ウェイトのデータの提供を行っている。</p> <p>この調査は、その一環として、昭和51年に開始され、以降、OECDからの要請の都度、必要とされる分野の小売物価を調査するものとして継続的に実施されている（調査開始当初は「国際比較プロジェクトに関する小売物価調査」という調査名であったが、平成元年調査から、現在の調査名となっている。）。</p>
調査票の構成	1－国際比較プログラムに関する小売物価調査（OECD2017年ラウンド「輸送・レストラン・ホテル等」調査）調査票
公表	インターネット（OECDのホームページ、2019年見込み） （注）OECDでは、各国から集められた調査結果（日本からは、この調査により得られたデータを全国平均価格に変換したものを提供）を集計・加工し、購買力平価に基づく各国の国内総生産の比較を行い、その結果を同機構のホームページ等で公表。
備考	今回の承認は、平成29年2月から3月にかけて実施する調査についての承認
調査票－1	国際比較プログラムに関する小売物価調査 （OECD2017年ラウンド「輸送・レストラン・ホテル等」調査）調査票
対象範囲（地域）	東京都区部
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる大分類「卸売業、小売業」（ただし卸売業は除く。）又は「宿泊業、飲食サービス業」に属している事業所
客体数／母集団数	約100
選定方法	有意抽出
母集団情報	事業所母集団データベース
配布・取集	職員
記入	他計
把握時	調査実施日現在
調査組織	総務省一報告者
調査周期	不定期（原則として半年）
実施期間又は提出期限	平成29年2月24日～3月17日
調査事項	OECDから価格データ提供の依頼があった「輸送・レストラン・ホテル等」に係る品目・銘柄のうち、小売物価統計調査等の既存統計ではデータが得られない品目・銘柄の小売価格

【調査名】	食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査
承認年月日	平成29年2月17日
実施機関	農林水産省食料産業局食品製造課食品企業行動室
目的	<p>食品の安全と消費者の信頼の確保を図るための施策として、危害要因分析・重要管理点（HACCP）^(注)の導入を推進していく必要があるとされていることから、HACCPの導入状況等の実態を把握し、諸施策の企画・立案に必要な資料を得ることを目的とする。</p> <p>(注) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析・重要管理点)) とは、食品の原材料の受入れから製造・出荷までの全ての工程において、危害の発生を防止するための重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法であり、平成5年に国連食糧農業機関/世界保健機関合同食品規格委員会がHACCPガイドラインを策定し、以降、各国で導入が進められている。</p>
沿革	<p>農林水産省では、平成8年の腸管出血性大腸菌O157による集団食中毒の発生や12年の大手乳業メーカーが製造した加工乳による大規模な食中毒事件の発生等を受けて、食品製造業におけるHACCPの導入を含めた食品の安全確保対策を推進している。</p> <p>また、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）の制定を受けて、HACCP導入のための施設・体制の整備等に取り組む企業に対し、長期低利融資を実施し、食品製造業におけるHACCPの導入を推進しているところである。</p> <p>この調査は、このような背景を受けて、食品産業動向調査の一環として、平成12年度及び18年度に実施されたものであり、平成22年度から独立し、毎年実施されているものである。</p> <p>なお、平成25年度からは、それまでの郵送調査に加え、オンライン調査を導入している。</p>
調査票の構成	1-食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査票
公表	インターネット（調査実施翌年の6月下旬（平成28年度については、平成29年6月下旬））
備考	今回の承認は、平成28年度以降の調査についての変更承認
調査票 - 1	食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査票
対象範囲（地域）	全国
対象範囲（属性）	日本標準産業分類に掲げる中分類「食料品製造業」及び「飲料・たばこ・飼料製造業」（製氷業、たばこ製造業及び飼料・有機質肥料製造業を除く。）を営む企業で、従業者数（常用雇用者）が5人以上の企業
客体数／母集団数	1,369／24,407
選定方法	無作為抽出
母集団情報	平成24年経済センサス - 活動調査
配布・取集	【配布】郵送、【取集】郵送・オンライン
記入	自計
把握時	毎年10月1日
調査組織	農林水産省一民間事業者一報告者
調査周期	1年
実施期間又は提出期限	毎年10月下旬～11月下旬（平成28年度については、平成29年2月中旬～3月中旬）
調査事項	1. 食品の販売総額規模、2. 従業者規模、3. 製造している食品（販売金額総額に占める割合が1割以上の品目）のうち販売金額が多い上位3品目、4. 輸出の状況、5. HACCPの導入状況、6. 導入しているHACCPの方式、7. HACCPの導入予定時期、8. HACCPの一層の充実を図る方法、9. HACCPの導入に当たっての問題点、10. HACCPの導入による効果（又は期待する効果）、11. HACCPの導入に当たって役立つ支援策（又は役に立つと考えられる支援策）、12. HACCPを導入する予定がない理由

【調査名】	学校給食実施状況等調査
承認年月日	平成29年2月22日
実施機関	文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
目的	学校給食の充実に資するため、わが国における学校給食の実施状況、学校給食費の状況、主食の実施状況等を明らかにし、今後の学校給食及び食に関する教育の充実にための施策の企画・立案に必要な基礎データを得ることを目的とする。
沿革	文部科学省では、学校給食に関する調査として、①昭和29年から、公立及び私立の小学校、中学校、夜間定時制高等学校、特殊教育諸学校等における学校給食の実施状況等を把握するために「学校給食実施状況調査」(届出統計調査)を、②昭和30年から、学校給食費の状況等を把握するために「学校給食費調査」(届出統計調査)を、③昭和54年から、米飯給食の実施状況等を把握するために「米飯給食実施状況調査」(届出統計調査)を、④平成3年から学校食堂の保有状況等を把握するために、「食堂・食器使用状況調査」を、⑤平成16年から、国立大学法人が設置する国立大学に付属して設置されている小学校、中学校等における学校給食の実施状況、米飯給食の実施状況等を把握するために、「国立大学附属学校給食調査」(承認統計調査)を、それぞれ実施してきた。平成18年に、これら別々に実施していた5つの統計調査を「学校給食実施状況等調査」(承認統計調査)として統合し、以後、毎年実施することとし、新統計法施行後は、一般統計調査として行われてきたが、平成28年度調査以降は、2年周期に変更された。
調査票の構成	1-学校給食実施状況等調査調査票
公表	インターネット及び印刷物(プレス発表資料)(調査実施翌年の1月末日(ただし、平成28年度調査については、調査実施翌年の7月末日))
備考	今回の承認は、平成28年度以降の調査についての変更承認
調査票 - 1	学校給食実施状況等調査調査票
対象範囲(地域)	全国
対象範囲(属性)	都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、国立大学法人及び学校法人
客体数/母集団数	2,075(平成27年度調査実績)
選定方法	全数
配布・取集	オンライン
記入	自計
把握時	調査実施年の5月1日現在
調査組織	【国立学校に関する報告】文部科学省一報告者(国立大学法人)、 【公立学校に関する報告】文部科学省一各都道府県教育委員会一報告者(市区町村教育委員会)、 【私立学校に関する報告】文部科学省一各都道府県私立学校主管課一報告者(学校法人)
調査周期	2年
実施期間又は提出期限	調査実施年の8月末日(ただし、平成28年度調査については、平成29年4月末日)
調査事項	1. 学校給食実施状況調査(1)学校給食実施状況、(2)学校給食調理方式別実施学校数(公立学校のみ)、(3)学校給食調理員配置状況(公立学校のみ)、(4)学校給食業務外部委託状況(公立学校のみ) 2. 学校給食費調査(公立学校のみ)(1)学校給食年間実施予定回数、(2)平均月額 3. 米飯給食実施状況調査(1)自校炊飯、(2)委託炊飯

3 届出統計調査の届出

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
(1) 新規	医療需給調査	H29.2.6	兵庫県健康福祉部健康局医務課	平成30年4月の兵庫県保健医療計画の全面改定に当たり、県内の医療機関における患者の状況(需要)、医療提供体制(供給)に関する基礎資料を得ることを目的とする。	兵庫県全域	2	530施設	全数	郵送 オンライン	不定期	平成29年3月3日～3月21日
	「子どもの読書活動」に関するアンケート	H29.2.13	北九州市教育委員会事務局総務部企画調整課	北九州市在住の子どもとその保護者に対し、家庭における読書活動の状況や保護者の意識に関するアンケート調査を行い、「新・北九州市子ども読書プラン」実施状況測定のための参考資料の一つとして活用することを目的とする。	北九州市全域	1	2,203組(子どもとその保護者)	有意抽出	職員郵送	1回限り	平成29年2月20日～2月28日
	事業所に対する紙資源排出状況アンケート	H29.2.15	福井県安全環境部循環社会推進課	事業所の紙資源排出状況を調査することにより、福井県のリサイクルの現状を把握し、今後のリサイクル推進の施策展開に反映させるための基礎資料を得ることを目的とする。	福井県全域	1	300事業所	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年2月下旬～3月上旬
	あなたの生活についてのアンケート調査	H29.2.23	岡山県県民生活部国際課	地域における多文化共生社会づくりに向けた総合的・効果的な施策検討の基礎データとするため、在住外国人の生活状況やニーズ等の把握を行うことを目的とする。	岡山県全域	1	2,300人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年6月15日～7月28日
	栃木県病院医師現況調査	H29.2.24	栃木県保健福祉部医療政策課	とちぎ地域医療支援センターにおいて、栃木県内医師の配置等の状況を詳細に把握・分析し、今後の医師確保支援に向けた取組について検討するための基礎資料とすることを目的とする。	栃木県全域	1	107施設	全数	オンライン	1年	毎年4月14日～5月12日
	外国人の住民基本台帳人口調査	H29.2.27	滋賀県商工観光局労働部観光交流局	滋賀県内各市町に居住する外国人住民数を把握し、多文化共生推進施策を進める上での参考とすることを目的とする。	滋賀県全域	1	19市町	全数	オンライン	1年	毎年12月20日～1月20日
	岡山県観光客動態調査	H29.2.27	岡山県産業労働部観光課	岡山県内の観光地に年間どれくらいの数の観光客が訪れ、その観光客がどのような内容の観光を行ったかを把握するとともに、暦年比較、傾向分析を行うことにより今後の観光施策立案の基礎資料を得ることを目的とする。	岡山県全域	2	660の観光地点及び行祭事・イベントの管理者又は主催者 県内の10カ所の主要観光地を訪れた観光客 3,000人	全数 無作為抽出	調査員 郵送 オンライン FAX 電話	四半期	4月、7月、10月、1月のそれぞれの末日 四半期毎に1日程度
	特別養護老人ホーム利用申込者等実態調査	H29.2.27	福岡市保健福祉局社会部	福岡市内の特別養護老人ホームの利用申込者に対し、心身の状況や介護力、入所希望理由等の実態調査を実施し、利用申込者やその家族などが求めているニーズを把握するとともに、第7期介護保険事業計画(平成30～32年度)における特別養護老人ホームの必要量を算出するための基礎データ等とすることを目的とする。	福岡市全域	1	4,000人	全数	郵送	3年	平成29年2月24日～3月10日
	食の安全に関する県民意識調査	H29.2.28	岡山県保健福祉部生活衛生課	岡山県の食の安全・食育推進計画の見直しにあたり、食の安全に対する県民の意識や行動の実態を調査し、得られた基礎資料から県民の意識やニーズの変化を反映させた新たな計画を策定することを目的とする。	岡山県全域	1	2,000人	無作為抽出	郵送	不定期(原則として5年)	平成29年4月10日～5月19日
(2) 変更	生活習慣病予防支援システムに伴う生活習慣アンケート調査	H29.2.1	岩手県環境保健研究センター保健科学部	岩手県民の生活習慣の実態を把握し、岩手県健康増進計画「健康いわて21プラン(第2次)」の評価及び生活習慣病対策の基礎資料とすることを目的とする。	岩手県全域	3	29,362人	有意抽出	調査員	1年	毎年9月末日 毎年10月末日

区分	名称	受理年月日	実施機関	目的	対象地域	調査票の様式数	客体数(注2)	客体の選定方法	調査方法	周期	調査の実施期間又は調査票の提出期限
	進路状況調査	H29.2.3	千葉県教育庁企画管理部教育政策課	卒業者の進路状況等に関する実態を調査し、千葉県教育行政の基礎資料となる統計を作成することを目的とする。	千葉県全域	3	511校	全数	オンライン	1年	毎年3月上旬～5月中旬
	経済要求・妥結状況調査	H29.2.6	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	【経済要求・妥結状況調査】都内民間労働組合を対象に、賃上げ及び一時金交渉経過について要求・回答・妥結の各状況を把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供することを目的とする。 【付帯調査】都内民間労働組合を対象に、春の賃金交渉時の付帯的な要求事項や妥結状況について把握し、労政行政の業務基礎資料とするとともに、労使団体の参考に供することを目的とする。	東京都全域(島しょを除く)	2	1,120組合	有意抽出	郵送 電話	1年	毎年2月下旬～12月中旬 毎年2月下旬～5末日
	堺市高齢者等実態調査	H29.2.10	堺市健康福祉局長寿社会部高齢施策推進課	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料とすることを目的とする。	堺市全域	5	14,000人 844事業所	全数 無作為	郵送	3年	平成28年12月16日～平成29年1月6日 平成29年1月10日～1月24日
	山梨県労働者就業実態調査(従業員調査)	H29.2.14	山梨県産業労働部労政雇用課	山梨県内の事業所における労働者の雇用の実態や、雇用に対する労働者の意識等を把握し、今後の働きやすい職場環境づくりを更に推進するための基礎資料を得ることを目的とする。	山梨県全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	3年	平成29年2月20日～3月10日

注1) 「対象地域」「客体の選定方法」「調査方法」「周期」又は「調査の実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注2) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。(「のべ」の場合もある。)